

○松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成26年7月3日

松戸市規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年松戸市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第3条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、松戸市指定管理者指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 経営状況を示す書類
- (5) その他市長が定める書類

(選定基準)

第3条 条例第4条に規定する指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 候補者が、公の施設（以下「施設」という。）において使用者及び入場者に適したサービスを提供し、施設の利用の促進に資すると認められる管理運営を行うことができること。
- (2) 候補者が、次に掲げるところにより、施設を安定的かつ効率的に管理し、その設置目的を最大限に発揮させることができると認められること。
  - ア 事業計画及び収支予算の内容が適正であること。
  - イ 事業計画に基づき安定的に管理を行うための経営の規模及び能力を有し、又は確保できること。
  - ウ 人員の配置体制及び研修計画の内容が適切であること。

(3) 候補者が、施設において使用者及び入場者が安全に使用できるよう、その適切な管理を行うことができること。

(4) その他市長が定める事項

(選定結果の通知)

第4条 市長は、候補者の選定結果を指定管理者の申請者に対し、松戸市指定管理者候補者選定結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(指定の通知)

第5条 市長は、条例第5条第2項の規定に基づき、指定管理者として指定する法人その他の団体に対し、松戸市指定管理者指定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(審査委員会の構成)

第6条 条例第14条第2項の規定により市長が委嘱し、又は任命する指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員の構成は、次のとおりとする。この場合において、第1号及び第3号の委員の合計数は、第2号に掲げる委員の人数と同数以上でなければならない。

(1) 学識経験を有する者

(2) 本市の職員

(3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第7条 審査委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査委員会の委員が審査の対象となる者と利害関係を有するときは、会議に出席し、又は会議の議事に加わることができない。

(意見の聴取)

第9条 審査委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の専門的知識を有する者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開等)

第10条 審査委員会の会議は、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）第32条ただし書の規定により非公開とする。

2 審査委員会は、会議の議事録を調製するものとする。

(守秘義務)

第11条 審査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第12条 審査委員会の庶務は、施設を所管する課（松戸市事務分掌規則（平成25年松戸市規則第11号）第5条から第17条までに規定する課をいう。）において処理する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(松戸市文化会館条例施行規則の一部改正)

2 松戸市文化会館条例施行規則（平成5年松戸市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第21条から第25条までを削り、第26条中「第20条」を「前条」に改め、同条を第21条とする。

第27条を第22条とする。

第8号様式から第12号様式までを削る。

(松戸市市民センター条例施行規則の一部改正)

- 3 松戸市市民センター条例施行規則（昭和49年松戸市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第16条から第20条までを削り、第21条を第16条とし、第22条を第17条とする。

第6号様式から第10号様式までを削る。

(松戸市北山会館条例施行規則の一部改正)

- 4 松戸市北山会館条例施行規則（昭和49年松戸市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第14条から第18条までを削り、第19条を第14条とし、第20条を第15条とする。

第17号様式から第21号様式までを削る。

(松戸市勤労会館条例施行規則の一部改正)

- 5 松戸市勤労会館条例施行規則（昭和55年松戸市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第15条から第19条までを削り、第20条を第15条とし、第21条を第16条とする。

第7号様式から第12号様式までを削る。

(まつど市民活動サポートセンター条例施行規則の一部改正)

- 6 まつど市民活動サポートセンター条例施行規則（平成16年松戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第14条から第18条までを削り、第19条中「第13条」を「前条」に改め、同条を第14条とする。

第20条を第15条とする。

第8号様式から第12号様式までを削る。

(松戸市自転車駐車場条例施行規則の一部改正)

7 松戸市自転車駐車場条例施行規則（平成9年松戸市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第13条から第17条までを削り、第18条を第13条とする。

第10号様式から第14号様式までを削る。

附 則（令和5年3月30日松戸市規則第35号抄）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日松戸市規則第36号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

松戸市指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

申請者  
所在地  
団体名  
代表者名

の指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添付の上、申請します。

記

- 1 申請資格を有していることを証する書類
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 経営状況に係る説明書
- 5 その他

事業計画書

団体の名称	
代表者名	
所在地	〒
役員数	
社員数	
設立年月日	
主な事業	
経営状況	
連絡先・担当	

次に掲げる事項の事業計画を別紙（様式任意）のとおり提出します。

第3号様式

(用紙規格 J I S A 4)

収支予算書 ( 年度 )		
	項 目	金額、積算根拠等
収入		
支出		

※ 収支予算書は、指定管理期間の年度（4月から翌年3月まで）ごとに作成してください。

第4号様式

(用紙規格 J I S A 4)

第 号

松戸市指定管理者候補者選定結果通知書

所在地  
団体名  
代表者名 様

年 月 日付けで申請のあった の指定管理者  
の候補者の選定結果は、下記のとおりでしたので通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

第5号様式

(用紙規格 J I S A 4)

第 号

松戸市指定管理者指定通知書

所在地  
団体名  
代表者名

様

の指定管理者として指定したので通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式